

平成29年4月から新たにマイナンバー が必要な各種申請手続きが増えます！



マイナンバー制度は、すべての住民の方に一人ひとり異なる番号を付して社会保障、税、災害対策の分野で効率的な情報の管理及び利用などができるようにするものとなります。この制度の主なメリットは、①公平かつ公正な社会の実現 ②国民の利便性の向上 ③行政の効率化となります。

鎌ヶ谷市では、平成28年1月から各種申請をする際には、申請書等にマイナンバー（番号）の記載が必要となりました。

平成29年4月からは、今までの申請の他に新たにマイナンバー（番号）が必要な手続きが増えることとなります。

詳しくは各課のホームページ等をご確認し、ご不明点がありましたら、担当課までお問い合わせください。

●子育て担当課

(1) こども支援課 (047-445-1325)

- ①鎌ヶ谷市子ども医療費助成制度
- ②鎌ヶ谷市ひとり親家庭等医療費等助成制度
- ③鎌ヶ谷市遺児手当
- ④鎌ヶ谷市ひとり親家庭等援護支度金

(2) こども総合相談室 (047-445-1328)

子育て短期支援事業

(3) 障がい福祉課 (047-445-1307・047-445-1305)

- ①鎌ヶ谷市重度身体障がい者住宅改造費用助成の申請
- ②鎌ヶ谷市在宅重度心身障がい者（児）一時介護料助成の申請
- ③鎌ヶ谷市重度障がい者等日常生活用具給付の申請
- ④鎌ヶ谷市重度心身障がい者（児）医療費助成の申請・状況届
- ⑤鎌ヶ谷市精神障がい者医療費助成の申請
- ⑥鎌ヶ谷市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成の申請
- ⑦鎌ヶ谷市障がい者等日中一時支援事業の申請
- ⑧鎌ヶ谷市障がい者等移動支援事業の申請